





亞墨利加洲條約並規則



帝國大日本大君と亞墨利加合衆國大統領と親
 睦の意を堅くし且永續せしめんためり友國の
 人民貿易の道を通ずる事と處置し其交際し厚から
 ん事ヲ欲するに親及び貿易の條約を
 取結し事ヲ變じ日本大君ハ其事ヲ井上位農守
 岩瀨肥後守小令し合衆國大統領ハ日本に其誠
 なる亞墨利加合衆國にコンシユルセ子ラール
 官名



トウンセントハルリス名人小命一双方委任此書

照應して下文の條に於合議決定に

第一條

向後日本大君と亞墨利加合衆國と世々親睦ある。

一

日本政府ハ華盛頓に居留する政事に預る役人ヲ
任一又合衆國の各港の内小居留する諸取締に後

人及び貿易に交する役人と任まべし其政事に
預る役人及び預まらる取締の役人と合衆國に到
着の日より其國の部内ヲ旅行すべし

合衆國の大統領ハ江戸に居留するヂプロマチーキア
ケン官ト名任一又此約書に載る亞墨利加人民
貿易のよめに開きうる日本の各港の内小居留する

るコンシユル官名又もコンシユライルアゲント官名等任

まべー其日本に居留するデプロマチーキアгент
毎にコンシユルゼ子ラールと職務執行時より日本
國の部内を旅行する免許あるべし

第二條

日本國と歐羅巴中の或る國との間小若障り起る
時ハ日本政府の囑に應じ合衆國の大統領和親の
媒となりて扱ふべし

合衆國の軍艦大洋ふて以遇する日本船ハ公平な
る友睦の取斗らひらるべし且亞墨利加コンシユル
の居留する港に日本船の入る事あらハ其各國の
規定よりて友睦の取斗らひらるべし

第三條

下田箱館の港の外次みり所の場所或た其期限
より開くべし

神奈川

午二月より九月月の後より

西洋紀元千八百廿九年
七月四日

長崎

日改

日改

新瀉

日改九月二十ヶ月の後より

千八百六十年
一月一日

兵庫

日改九月十六ヶ月の後より

千八百六十二年
一月一日

若新瀉港河開き難き事あらハ其代りとして

日新市後ふ於て一港河別ふ機ふべし

神奈川港河開く後六月おして下田港ハ損をべし

け巻條の内お載する各地ハ亞墨利加人に居るを
件をべし居るの者ハ一箇の地を價と出して借り
又其内お建物何れハ是と買ふ事妨なく且住宅倉
庫と建る事とも件すべしとともおきを建るに
託して要害の場所と取建る事ハ皮して成さるべし
け控と堅くせんよめ其建物を新築改造修補な
とせらる事何ん時ハ日本役人是と見分せらる事

尚然する處一

亞墨利加人建物のと免不借り得る一筆の場所毎
小港々の定則ハ各港の後人と亞墨利加コンシユル
と議定せしむべし若議定志なきときは其事件を日本
政府と亞墨利加チフロマチーキアケント小示して
安置せしむべし其居留場の周圍小門墻を設くる
出入自在をせしむべし

江戸 年二月より九月十四日の後より

千八百六十二年
一月一日

大坂 同九月二十六日の後より

千八百六十三年
一月一日

右二ヶ所ハ亞墨利加人只高賣と為る間小の之迄
留まる事と得べし其支所の町みおいて亞墨利加
人建家と價と以て借る處を相商ある一區の場所
毎小散歩すべき規程ハ追て日本役人と亞墨利加
のチフロマチーキアケントと談判せしむべし

双方の國人不物と賣買する事総て障りなく其拂
方等に付てハ日本役人是に之合ハ以諸日本人亞
墨利加人より得たる品と賣買一或ハ所持する俱
不妨なり

軍用の諸物ハ日本役所の外一賣べしを外國人
互の取引ハ互據ある事なり一以々條ハ條約を書
智せ海の上ハ日本國內へふれし以べし

米及小麦ハ日本逗留の亞墨利加人及小船組
する者及び船中旅客食料の爲の用意ハ亦亦とも
積荷として輸出する事と許さし

日本産する所の銅鉛分あれば日本役所にて其時
公けの入札と以て拂ひ渡さし

在留の亞墨利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に
充る事と許さし

第四條

總て國地より輸入輸出の品は別冊の通日本役所へ
運上と納むべし

日本の運上所より荷主申立の價と好ありと森を
る時ハ運上後より相當の價と付其荷物と買入る
事と後以て荷主も是と否む時ハ運上所より
付する價より從て運上と納むべし兼えたる時ハ其

價と從て直に買上べし

合衆國海軍用意の品神奈川長崎箱館の内に陸揚
し庫内より移めて亞墨利加番人守護するものと運
上れ沙汰に及むは若其品と賣拂ふ時ハ買入る人
より規定の運上と日本役所へ納むべし阿片の輸
入嚴禁より若亞墨利加高船三斤以上と持渡らば
其分量の品ハ日本役所へ取上べし

輸入の荷物定例の運上納海の上ハ日本人より國
中に輸送をもと別ニ運上を取立る事なり亞墨利
加人輸入する荷物ハ條約ニ定めらるるより船分
の運上と納る事なく又日本船及ハ他國の高船ハ
テ外國より輸入せる同ノ荷物の運上言と同極ニ
る也

第八條

外國の諸貨幣ハ日本貨幣同種數の同量と以て通
用をべし金の金銀の銀と量目と
以て比較する所なり
双方の國人互に物價と償ふ日本と外國との貨
幣通用ゆる妨る

日本人外國の貨幣に慣をされバ開港の後凡一々年
の間各港の役所より日本の貨幣を以て亞墨利加
人於次引留渡をべし向後轉留のとき分割を由

すに及ては日本諸貨幣の銅貨と輸出せる事と得
なく外國の金銀の貨幣は鑄るも鑄さるも輸出せ
べし

第六條

日本人に對し法を犯せる亞墨利加人の亞墨利加
コンシユル裁判所にて吟味の上亞墨利加に法度と
以て罰せしむる日

本人の日本没人の上日本の法度を以て罰すべし
日本を以て亞墨利加コンシユル裁判所ハ双方商人
連債等の事とも公けし取扱ふべし
初て條約中の規定を別冊に記せる所の法則と
犯すに於てハコンシユル中違ひ取上りなきこと
科し日本没人に渡すべし
支國の没人の双方商民取引の事にて是接ふべし

る

第七條

日本開港の場所をおもて亞墨利加人控分の規程
左の如し

神奈川

六ヶ川筋と限し其他は各方九十里

箱館

各方九十里

兵庫

本筋と距り事十里の地ハ亞墨利加人を入らざる事ハ其方角を
除き各方十里且兵庫にあり船の乗組人の指名川より
海灣迄の川筋と限し

初て里數ハ各港の舟泊所又ハ所用所より陸路の

程度あり

一里ハ亞墨利加の百三十七マイルト
日本の九三十三町に十八百一尺或寸五寸に當り

長濱其周圍にある濟科所と限し

新潟の治定の上境界決定むべし

亞墨利加人重立する悪事ありて裁判と法又ハ不
身持ふて再び裁判に委せらるる者ハ居留の場所
より一里外に出べし其者等ハ日本有泊所より

國地退去の條と其地在苗の亞墨利加コンシユルニ連
そべー

其者とも諸引合等其の所々にコンシユル乳海に上
退去の期限於條の條ハコンシユルより中互に依て相
叶ふべーを其期限ハ其の一年と越ゆべーに

第八條

日本にある亞墨利加人自らの其國の宗法と意し礼
拜堂と居留場の内は置も障りなく其の建物と
破壊し亞墨利加人宗法と自ら念まる所妨りなく
亞墨利加人日本人の堂宮と毀傷する事なく又交
して日本神佛の礼を妨げ神佛像を毀る事
あはれなく

双方の人民互に宗旨を有ての争論あはれなく日
本長崎港に於いて踏繪の仕來りハ既小廢せり

第九條

亞墨利加コンシユルの刑に依て却て出奔人并に裁
許の場より逃去し者と見捕又ハコンシユル捕置さ
る罪人と獄に繋ぐ事許さべし且陸地并に船中に
ある亞墨利加人並不法と戒め規則と遵守せしむ
るに依りてコンシユル中立才助カまべし右等の諸入
費並刑に依て日本の獄に繋ぎしる者の雜費ハ

却て亞墨利加コンシユルより償ふべし

第十條

日本政府合衆國より軍艦蒸氣船高船鯨漁船大砲
軍用銃並に兵銃の類其他要需の諸物と買入れ又
ハ製作と造らば其國の學者海陸軍法の士諸科
の職人并に船夫と雇ふ事之の任するべし

却て日本政府注文の諸物并に合衆國より輸送し

雇入る亞墨利加人の瓦交多く本國より瓦送るべし
合衆國親交の國と日本國方一戦事ある間ハ軍中
制禁の亦く合衆國より輸出せし且武事を扱ふべ
し瓦送るさるべし

第十一條

此條約に添ふる高法の別冊ハ本書同板双方の片
民互ふ遵守すべし

第十二條

安政元年寅三月三日 即千八百五十四年
三月三十一日 神奈川におおて

取替ふる條約の中此條より齟齬ある廉ハ取用
るは同四年己五月廿六日 即千八百五十七年
六月十七日 卜田において

取替ふる約書ハ此條約中不悉せらるる依りて取
換べし

日本貴友又ハ委任の役人と日本に來れる合衆國

のデプロマチーキアケントとシ條約の規則并ニ別冊
此條と全使せしむるため必要をへき所の規律等
談判と遂くべし

第十三條

今より凡百七十一ヶ月の後 即千八百七十二年
七月四日以前 双方政府の
存意を以て支國の内よりきき年並ニ通達しシ條
約并ニ神奈川條約の内存し並くシ條及ひシ書に

添ふる別冊ともに双方委任の後人實驗の上談判
と尽し補ひ或ハ改る事と得べし

第十四條

右條約の趣ハ来る来年六月五日 即千八百五十九年
七月四日 より

執りおべし日限或ハ其以前も亦都合次第ハ
日本政府より使節を以て亞墨利加華盛頓府にお
いて本書と取替をべし若シ附屬子細ありてハ期

限中本書取替一海以とも條約の額ハハ期限より
執りふべし

本條約ハ日本よりハ大君の濟名と奥平と署し
高官の者名と記し平と個しそ從と一合衆國より
ハ大統領自ら名を記しセケレターリスフハンスタート
官ともハ自ら名を記し合衆國の平と珍しそ從と
名ともハ日本語英語蘭語よて本書写ともハ口通
まへしを日本語英語蘭語よて本書写ともハ口通

と書し其譯文ハ何きも同義ありとしとも蘭文
譯文を以て從據となしべし取極のとも安政五
年午六月十九日 即千八百五十八年亞墨利加
合衆國獨立の八十三年七月廿九日 江戸府
おいて前に載る友國の役人等名と記し個平
まらるもの也

井上信濃守 氏押

税則

岩瀨肥後守

日本開きうる港くふおるて亞墨利加高民貿易
の章程

第一則

日本開港の場所へ亞墨利加高船入津次才二十四

時中

亞墨利加の四十八時
但日曜日を除く

小船又ハ既立くる者より日本

後所へ亞墨利加コンシユルの請取の書付と互おはべ

け請取書ハ亞墨利加國の控通總くる船目録其

外の書類と亞墨利加コンシユルへ傾けたる信取
書あり

其者とも其船の瓦出書紙出紙べー

右ハ入津の船の名其船の仕お一場の湊の名
噸數船司或ハ既立たる者の名紫來る旅人の名

紫組おきしそり
認入る 一船の紫組人数紙認するもの紙しそ

書面の通相遠紙し旨と船司或ハ既立たる者

奥書いしし紙據として商人の名前と認入る

ものあり

同時ハ其船積荷の告書と後所ハ願くべし

右ハ其荷物の簿牒紙ハ番付且其入目ハ紙等

紙送状ハ認し通し寫し荷物引替先の人々の

名と記せるものあり

船中用意の不由の目録も告書ハ加ふべし

但船中用之の亦も書面の通相遠を以て各船司

又ハ改立するもの奥書一其名前ヲ記すべし

ハ告書の文面相違の廉日本十二時

亞墨利加の二十四時
但日曜日を除く

中にハ附改るに於いてハ是科の沙汰に及ハば若

其期限後より書改る亦又ハ告書に書入れざる

に於いてハ十五ドルの是科と日本没所より納むべし

積荷惣目録告書中ハ載ざる亦或陸揚するに於

いてハ其亦二重の運上ハ日本没所より納むべし

船司或ハ改立するもの入港の自數納方前書の於

限ハ後より時ハ是科として一日息る毎に六十ド

ルラルの是科と日本没所より納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦ハ除くハ運上ハ

改の役人宗組まする候尚納むべし

宋組のものともハ右役人と對し不致せし丁寧に
取扱いし船中で放火相商の用使をなすべし
夜中ハ日本役所より許あくして荷卸せしむる
為揚前船へ出入口荷物仕荷並戸口より口とも夜中
ハ日本役人従と卸し或ハ平封し或ハ其締結を
し並べし第一許しなく是と聞き又ハ錠平封と破
り不拘と引出等のものハ其犯せる人こと以六十ドル

ラルのと料と日本役所より取立べし

日本役所へ商前のは出書と出されしして荷卸しに
或ハ其事と謀るるおしハ次のを條不定なる通に押
し日本役所より取上べし

荷物の中積を目錄に載するおしと取隠し並收納
と減せんと仕組する者ハ其おしと日本役所より取上べし
日本の開きたる港にて密賣買となすハ勿論に仕

組有るは亞墨利加船に其品を日本役所へ取上の上
犯せるはとに五ドルラルの是科を納むべし

修復のより入津の船に運上るは積荷を陸揚し

日本役所へ預るべしと之とも税舗作事等番
人等の諸入用の相商の償と出にべし

若其荷物の内を賣拂ふ時其荷物丈の規定の通
日本役所へ運上と納むべし

積荷と同港内の他船へ移し時日本役人見分の上
事情明白に相分り免状を請る上の定の運上るは
阿片の輸入嚴禁より然るは密商し又其事を謀る
輩は阿片一斤ごとに十五ドルラルの是科を日本役
所へ納むべし其組合の人殺の多かりし物は其法
と収てまへし

第三則

品物と送る荷主又ハ引替先の者より入津の荷物
と陸揚せんとする者の其積荷の差出書と日本役
所に出るべし

此書面の荷主又ハ引替人の名前積送る船
の名荷物の簿牒番付其積荷の斤数石高毎
斤の代料と認めし其書付の末に認むべし
都て此差出書付の持主又引替人認る偽るき價

と申立る書面にて日本役所の規定とされたる積
荷物あるは能く述べし名前と記さるべし

右に通積荷目録差出等の書類日本役所より差出右
書付引合せ積荷用名不等取廻海運は不物とも日
本役所の取らるべし

日本役人右に通差出する荷物の内或ハ惣体と定
式の通改むべし

若運上没所より引上げ改る事ある時ハ輸入人の失
費相掛にて故丈品物の損せざる様よしく改湊の
上も素の如く取扱末まぐ一を五圓方格外時日と
費さざるべし

若主或ハ輸入人銘々持受の不改湊没所より引渡
さざる以前輸入の途中 日本没所へ引出さるる
以前の事とす 破壊損傷
の及ぶん所くときハ商人より其後運上没所へ

主其取扱小職業の廉潔なるもの友人以上出會
直組いさせ其為物ごと損一言と歩割と記し
其簿牒番教ともに記書に相認込べしを日本没人
立合ふて直組人等名を記すべし右の記札兼々持
系の引出書へ添書言の内を引落すべしを條約
中四ヶ條の取扱の通運上没所にて取扱ふ事故
障あざらざるべし

諸運上納海の後運上没取より陸揚不苦陸免許
状と渡走之し不物渡方ハ運上没所亦ても船中に
ても其者の致し任以べし

輸出に極りたる荷物の船小輸送する前度小運上
没所ハ船名為物の簿牒番付入言外数量目性合
致し代料と記せる先出書付と出し書面の通御儀
なき由と輸出人等證據としそ其名前所認むべし

運上没所へ先出し以船中へ積込たる荷物毎
運上没所へ先出し海の上禁制の品と竊小荷積の
内へ有しハ改の上日本没所へ取上べし

船中尚用し不又ハ案組旅客の尚用衣類等ハ運
上没所へ先出さるべし

第四則

出港手致と致し船へ日本十二時

亞墨利加
二十四時

船小運上

後所中立べし期限中に右の敷運せざる概
取扱ふの勿論とすべし右の敷止る事ある日本
役人より船司又ハ改立する者其船荷の取引
人等其後中渡し亞墨利加コンシユル中遊にべし
合衆國の軍艦ハ入港出港運上船の敷及ハ屯
運上役人等々番兵等其構ハ事なるし

合衆國飛脚のための蒸氣船ハ入港出港此の敷と
一回おつし日本以上陸する後客等おおくの外ハ
若書等出し書面の敷なるしとすとも何ヶ度
おても入港の度ここに出港入港の敷いしにべし
薪水食料等用支のよる入港の鯨漁船或ハ雜船ハ
其積荷の若書と出さるしとすとも若其積荷と賣
拂んとするときは第一則の通定式輸入の敷と
いふにべし税則等々條約書中に船と留るものハ

シキツフバルクブリツキスクー子ルスルーフ蒸氣船等と係
てりふなり

第五則

日本運上役所の規則不違ひする條各出
積荷目録と出—毎一號書に名番と記せる紙ハ
其犯きるとに百二十八ドル迄の是科と日本役所不
納むべし

第六則

噸税ハ日本開港の場所よかゝて亞墨利加高船よ
り取立まるとしともなく規定の通其地との運上
役所と納むべし

其船の入港の數

十五ドルラ

其船の出港の數

七ドルラ

其の免状

七ドルラ

場所と健固状に付

をドルラル

其外の各書に付

をドルラル

第七則

越て日本開港の場所へ陸揚する物およびたゞ運上目録に後其地の運上役所へ租税を納むべし

第一類

貨幣に造りたる金銀及び造りたる金銀高用

の衣服

家賊及び高賣のしるしにせざる書藉

何れも日本居留のしるし来る者の所持のしるし

に限り

右に限り運上する

第二類

凡て船の造立綱具修復或は船装のしるしに用ふる

おく鯨漁具の類

塩漬食物の諸類

パン類又パンの粉

生する畜産類

石炭

家と造るゝもの材木糸紐蒸氣の袋械

トタン鉛錫生絲

右くおくいふもの運上と納むべし

第三類

初て蒸溜或は醸し種々の製法にて造りしる

一切の酒類

右ハ之割入分の運上と納むべし

第四類

凡て前條より奉さるおくハ何れも寄るに或割の

運上納むべし金銀貨幣及び棹廻の外
日本産の物積荷として輸出する時ハ五分
の運上を納むべし

右ハ神奈川開港後入年より刻り日本役人より
特別次身入港出港の税則を再改定すべし

